

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合契約事務要綱

(令和3年3月31日告示第5号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、管理者が契約を締結する工事、製造その他についての請負契約、物件の買入れその他の契約（公有財産に係るものを除く。以下同じ。）に係る入札及び契約締結の事務に関し、法令及び佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合財務規則（令和3年葬祭組合規則第2号。以下「財務規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当班 一般競争入札及び指名競争入札に係る入札の執行及び契約の締結に関する事務等を所掌する班をいう。
- (2) 事業担当班 事業の執行並びに随意契約に係る見積徴取及び契約の締結に関する事務等を所掌する班をいう。

(事業の執行)

第3条 事業の執行は、執行伺いに事業名、事業場所、当該予算、設計金額、低入札価格調査制度等の適用の有無、第22条又は第27条第1項に規定する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）の該当理由、第30条第2項に規定する見積書の省略をする理由その他必要事項を明記し、当該事業に関する設計又は積算の根拠となる図書類を添付し、管理者（財務規則第3条に定める専決者を含む。以下同じ。）の承認を得なければならない。

(一般競争入札の参加者の資格)

第4条 一般競争入札の参加を希望する者は、施行令第167条の4の規定に該当せず、かつ、佐倉市、四街道市又は酒々井町の入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に記載された者で、財務規則第123条の規定により、施行令第167条の5第1項及び第167条の5の2に規定する資格を定めたときは、その定めた資格を有する者でなければならない。

(一般競争入札の資格の確認)

第5条 管理者は、財務規則第124条第1項又は第2項の規定による申出を受け、当該申出者が資格を有するものであると確認したときは、同条第3項の規定により、その旨を通知しなければならない。

(入札の公告)

第6条 管理者は、一般競争入札に付するときは、財務規則第125条第1項各

号に掲げる事項を、当該競争に付する事業ごとに、当該事業の入札期日前10日までに、新聞、掲示その他の方法をもって、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合公告式条例（昭和40年葬祭組合条例第1号）を準拠し公示しなければならない。ただし、急施を要するものにあつては、入札期日前5日までに公示すればよいものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず建設工事（製造の請負契約も含む。以下同じ。）に係る公告期間は、財務規則第125条第2項の規定により、設計金額に応じ、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条に規定するものとする。

（予定価格の決定）

第7条 一般競争入札に付するときは、事業の総額又は単価について、あらかじめ、予定価格を定めなければならない。

- 2 予定価格の決定に当たっては、設計書、積算書等を参考にするとともに、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間等を勘案し、適正に行わなければならない。

（調査基準価格又は最低制限価格の決定）

第8条 工事、製造その他についての請負の契約を一般競争入札に付する場合において、調査基準価格又は最低制限価格を設ける必要があるときは、前条第2項の規定の例により設定するものとする。

- 2 財務規則第127条第2項の規定により調査基準価格又は最低制限価格の額に代え、その算定方法を定める場合の算定方法は、別に定める。
- 3 管理者が、調査基準価格又は最低制限価格の額に代え、その算定方法を定めることとした場合における当該調査基準価格又は最低制限価格の額は、契約担当班の職員が算定し、事務局長が決定する。
- 4 調査基準価格又は最低制限価格を設けたときは、入札の公告において、その旨を明らかにするとともに、入札執行前にその注意を促さなければならない。

（予定価格書の作成）

第9条 予定価格及び調査基準価格又は最低制限価格が決定したときは、予定価格書を作成し、封筒に入れて封印し、保管しなければならない。

- 2 予定価格の公表時期と調査基準価格又は最低制限価格の公表時期とが異なる場合は、予定価格に係る予定価格書と調査基準価格又は最低制限価格に係る予定価格書とを別に作成するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、予定価格を入札執行日前に公表する事業の場合は、作成した予定価格書について、封筒に入れて封印することを要しない。
- 4 財務規則第127条第2項の規定により調査基準価格又は最低制限価格の額に代え、その算定方法を定める場合は、第2項の規定にかかわらず、予定価格に係る予定価格書に調査基準価格又は最低制限価格の算定方法を記載するものとする。この場合において、調査基準価格又は最低制限価格の金額の決定に際し、予定価格書の作成を要しない。

- 5 第1項の規定にかかわらず、契約の内容が工事又は製造の請負であるものについては、当該契約に係る執行伺の起案の複写の作成をもって予定価格書の作成に代えるものとする。この場合において、設計金額を予定価格とするものとする。
- 6 予定価格書の作成に係る事務は、事業担当班の職員が行うものとする。

(予定価格書の保管)

- 第10条 予定価格書は、原則として、入札執行日の執行時間までに作成し、事業担当班で保管するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、予定価格を入札執行日前に公表する事業にあっては、予定価格書は、当該予定価格の公表日前日までに作成し、契約担当班で保管するものとする。この場合において、前条第2項の規定により別に作成した調査基準価格又は最低制限価格に係る予定価格書も同様とする。
 - 3 予定価格書は、他の者の目に触れないよう、施錠した場所で保管しなければならない。

(予定価格等の公表)

- 第11条 一般競争入札に付する事業に係る予定価格は、入札執行日前又は執行の後に公表することができるものとする。ただし、継続性又は反復性を伴う事業等で、事前又は事後にこれを公表することにより、組合に不利益が生じるおそれがある場合は、この限りではない。
- 2 調査基準価格又は最低制限価格を設ける場合の調査基準価格又は最低制限価格は、入札執行の後に公表することができるものとする。

(入札保証金)

- 第12条 一般競争入札に付する場合は、財務規則第129条第1項前段の規定により、入札に参加しようとする者（以下「入札参加予定者」という。）に、その者が入札書に表示した金額に消費税及び地方消費税の額を加算した額の100分の5に相当する額を入札前に、入札保証金として納めさせなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、財務規則第129条第1項ただし書き以下の規定により同条同項各号のいずれかに該当するときは、当該入札保証金の一部又は全部を納めさせないことができるものとする。この場合にあつては、財務規則第129条第2項の規定により、入札保証金を免除されたものが正当な理由なく契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収することができる旨を入札の相手方に知らせなければならない。
 - 3 第1項に規定する入札保証金の納付は、財務規則第129条第3項各号に掲げるものをもってこれに代えることができるものとする。
 - 4 納付された入札保証金は、落札者以外にあつては、財務規則第134条の規定により、入札終了後直ちにこれを還付する。ただし、落札者にあつては財務規則第146条に規定する契約保証金の一部又は全部の納付に振り替えること

ができるものとする。

(事業説明等)

第13条 一般競争入札に付する場合において、入札参加予定者に対する当該事業の内容等の説明は、公告期間内に適正な積算等の算定ができるよう、事業担当班の職員が説明又は提示しなければならない。

2 前項に規定する事業内容の説明及び適正な積算等の算定に係る説明又は提示については、契約担当班の職員が行うことができるものとする。

3 第1項の規定は、入札参加予定者から事業の内容等に関する質問を受けた場合において準用する。

(入札の方法及び無効等)

第14条 一般競争入札の入札参加者（入札参加予定者であって、現に入札に参加した者をいう。以下同じ。）は、誓約書を提出した後、入札書を作成し、封筒に入れて封印し、契約担当班の長（以下「契約担当班長」という。）又は契約担当班長に命ぜられた職員（以下「入札執行者」という。）の指示により、入札の場所に提出しなければならない。

2 前項に規定する入札書には、入札金額（消費税及び地方消費税の額抜きとする。以下同じ。）、自己の名称又は商号（押印を含む。以下同じ。）、事業名称、事業場所、入札執行日を明記しなければならない。また、封書には、宛名、入札書在中、事業名称、入札日、自己の名称又は商号を表記しなければならない。

3 前項の入札書の提出は、代理人によることもできるものとする。この場合において、入札書に代理人氏名を明記の上、押印するとともに、代理人は、財務規則第130条第4項の規定により、入札前に委任状を、提出しなければならない。この場合において、委任状には、宛名、事業名称、事業場所、委任者の住所又は所在地、商号又は名称、代表者名又は氏名及び代理人氏名を明記し、押印するとともに、代理人使用印鑑の印章を明示しなければならない。

4 前項に規定する代理人は、財務規則第130条第5項の規定により、同一入札において他の入札参加者の代理人を兼ねること及び同条第6項の規定により、他の入札参加者の代理人となることはできない。

5 前4項の規定に違反した入札、財務規則第131条各号に掲げる入札は、無効とするとともに、別に定める基準により、指名停止等の措置をすることができるものとする。

6 あらかじめ、公告において郵送による入札書の提出を公示したときは、入札書を郵送すること（以下「郵便入札」という。）により、入札書の提出とするものとする。この場合において、第1項及び第2項の規定を準用するとともに、第3項の規定による代理人による入札書の提出は無効とする。

7 事業担当班の長（以下「事業担当班長」という。）又は事業担当班長に命ぜられた職員は、当該事業の開札の執行に、原則として立ち会うものとする。

8 電子入札の方法については、別に定める。

(再度入札)

- 第15条 入札執行者は、第7条に規定する予定価格に達しない場合において、財務規則第132条の規定により、入札に参加した者のうち、現に開札の場所にとどまっている者により再度の入札に付することができるものとし、この場合は前条第1項から第4項までの規定を準用するものとする。ただし、第11条に規定する予定価格等を事前に公表する場合においては、この限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、入札執行者が予定価格との差が大きいなど再度の入札に付することが適当でないとする場合は、これを行わないことができるものとする。なお、この場合において、入札執行者は入札の不調を宣言しなければならない。
- 3 第1項の規定による再度の入札に付した結果、第7条に規定する予定価格に達しない場合において、入札執行者は、入札の不調の宣言を行うものとする。

(開札の方法)

- 第16条 入札執行者は、開札に当たって、入札参加者の名称及び入札金額を読み上げなければならない。
- 2 前条第1項の規定による再度の入札を行う場合においては、初回の入札における最低の入札金額を入れた入札参加者の名称及び入札金額を読み上げなければならない。
- 3 第14条第6項に規定する郵便入札における郵送物の開封は、入札参加者の中から開札立会人を選任し、開札立会人の立会いの下で開封しなければならない。この場合において、開札立会人は、書面により、その証をしなければならない。
- 4 第14条第8項に規定する電子入札による開札の方法については、別に定める。
- 5 入札は、公開とする。ただし、聴衆人の数は、制限できるものとし、聴衆者の選任は、現に、開札場所に留まっている者から到着順とする。

(落札者の決定)

- 第17条 落札者の決定は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定する。ただし、調査基準価格若しくは最低制限価格を設けた場合又は総合評価一般競争入札の場合は、この限りではない。
- 2 前項の規定により落札者が決定したとき、入札執行者は、直ちに、落札者にその旨を通知しなければならない。
- 3 前項の規定により通知を受けた落札者は、速やかに契約又は仮契約（議会の議決に付すべきものに限る。以下同じ。）を締結しなければならない。

(入札不調に伴う措置)

- 第18条 第15条に規定する再度入札に付し落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約（以下「不落随契」という。）により、契約を締結することができるものとする。

- 2 前項に規定する不落随契の事務処理は、原則として事業担当班長又は事業担当班長に命ぜられた職員が行うものとする。ただし、事業担当班長又は事業担当班長に命ぜられた職員から依頼を受けた場合は、入札執行者が事業担当班長又は事業担当班長に命ぜられた職員に代わり事務処理することができるものとする。
- 3 不落随契による契約を締結しようとする場合は、再度入札の最低入札者（最低入札者が協議に参加しないときは、最低入札者を除く他の入札者のうちの最低入札者）と協議を行い、施行令第167条の2第2項の規定により見積金額が予定価格以下のときは契約の相手方とすることができるものとする。この場合において、再度入札の参加者に対し、協議参加の意思を確認しなければならない。
- 4 不落随契が整わないとき又は協議の参加者がいないときは、事業担当班長又は事業担当班長に命ぜられた職員は、次の各号に掲げるいずれかの措置を選択できるものとする。
 - (1) 当初の入札方法が一般競争入札により実施した場合は、再度の一般競争入札、指名競争入札又は随意契約によることができるものとする。
 - (2) 当初の入札方法が指名競争入札により実施した場合は、再度の指名競争入札又は随意契約とすることができる。

（談合等不正行為以外による入札取りやめに伴う措置）

第19条 談合等不正行為以外により競争入札を取りやめする場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 指名競争入札において入札参加者が1者のとき。
 - (2) 一般競争入札において入札参加者がいないとき。
 - (3) その他特別な事由によるとき。
- 2 前項の規定により入札を取りやめた場合は、次の各号に掲げるいずれかの措置を選択できるものとする。
 - (1) 当初の入札方法が一般競争入札により実施した場合は、追加募集、再度の一般競争入札、指名競争入札又は随意契約によることができるものとする。
 - (2) 当初の入札方法が指名競争入札により実施した場合は、再度の指名競争入札又は随意契約とすることができる。

（談合等不正行為に起因し入札取りやめに伴う措置）

第20条 談合等不正行為に起因し競争入札を取りやめする場合は、別に定めるものとする。

- 2 前項の規定により取りやめた場合、次の各号に掲げるいずれかの措置を選択できるものとする。
 - (1) 当初の入札方法が一般競争入札により実施した場合は、再度の一般競争入札、指名競争入札又は随意契約によることができるものとする。
 - (2) 当初の入札方法が指名競争入札により実施した場合は、再度の指名競争入札又は随意契約とすることができる。

- 3 前項に規定する場合は、当初の入札参加者又は入札書郵送者について、再度の参加申請又は選択することができない。
- 4 第2項に規定する入札の方法を決定する場合は、第24条に規定する入札参加資格審査委員会に諮り、管理者の承認を得なければならない。

(入札経過の記録及び結果の通知)

第21条 契約担当班長は、一般競争入札に付する場合において、その経過を開札調書により記録しなければならない。

- 2 契約担当班長は、入札執行の結果、落札者が決定した場合又は入札不調の場合は、速やかに事業担当班長に開札調書により通知するものとする。

(指名競争入札)

第22条 指名競争入札に付するときは、当該事業が、施行令第167条各号に該当する理由を付し、第3条に規定する事業の執行に関する承認をうけるものとする。

(指名競争入札の参加者の資格)

第23条 指名競争入札に参加する者の資格は、別に定める指名業者の選定基準(以下「選定基準」という。)に定める要件に適合し、資格者名簿に登載されていることとする。

- 2 指名競争入札に参加する者の資格は、選定基準に定めるもののほか、次に掲げる事項について、定めることができるものとする。

- (1) 建設コンサルタント業にあっては、建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号)第2条に規定する登録簿に登録の有無
- (2) 地質調査業にあっては、地質調査業者登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第718号)第2条に規定する登録簿に登録の有無
- (3) 補償コンサルタント業にあっては、補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月21日建設省告示第1341号)第2条に規定する登録簿に登録の有無
- (4) その他法令等の許可等が必要な事業にあっては、法令等の許可等の有無
- (5) 賦課又は徴収者と協議することなく滞納している税金の有無
- (6) その他管理者が必要と認めた事項

(入札参加資格審査委員会)

第24条 指名競争入札に参加する者(以下「指名業者」という。)を選定しようとするときは、入札参加資格審査委員会に諮り、管理者の承認を受けなければならない。

(指名の数及び通知)

第25条 指名業者の数は、財務規則第137条第1項の規定により資格者名簿

に登載されている者のなかから、原則として、5名以上選択しなければならない。ただし、次の各号に定める場合は、2名以上選択するものとする。

- (1) 資格者名簿に登載されている者の数が5名に満たないとき。
 - (2) その他特別な事由があるとき。
- 2 契約担当班長は、入札に参加する指名業者が決定したときは、財務規則第137条第2項の規定により、入札参加指名業者に通知しなければならない。
 - 3 前項の通知は、入札期日前10日までに行わなければならない。ただし、急施を要するものにあつては、入札期日前5日までに行えばよいものとする。
 - 4 前項の規定にかかわらず、建設工事の入札にあつては、通知から入札期日までの日数は、建設業法施行令第6条に規定する見積期間とする。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第26条 第7条から第18条まで及び第21条の規定は、指名競争入札の場合に準用する。この場合において、「公告」とあるのは「第25条第2項に定める通知」と、「公告期間」とあるのは「見積期間」と読み替えるものとする。

(随意契約)

- 第27条 随意契約により契約を締結するときは、当該事業が施行令第167条の2第1項各号に該当する理由を付し、第3条の規定による承認を得るものとする。
- 2 前項に規定するもののうち、施行令第167条の2第1項第8号及び第9号により随意契約をする場合は、同条第2項及び第3項の規定によるものとする。この場合において、同条第4項の規定による場合は、特に留意しなければならない。
 - 3 第1項に規定するもののうち、施行令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約を締結できる場合の金額の範囲は、当該事業の設計金額が、財務規則第139条第1号から第3号及び第6号に規定する額以下の場合とする。
 - 4 随意契約により契約する場合は、財務規則第141条第3項の規定により、当該事業の支出負担行為書にその根拠法令の条項を記載しなければならない。

(随意契約における見積徴取者の選定)

- 第28条 随意契約における見積徴取者の選定は、当該事業の内容、予定している見積徴取者の信用性、資力、経営状況及び当該事業に係る法令等に規定する資格等を勘案し、公平かつ公正にこれを選定しなければならない。なお、この場合において、見積徴取者を選定した理由を付し、第3条の規定による承認を受けるものとする。
- 2 前項の見積徴取者の数は、財務規則第141条第1項前段の規定により2者以上とする。ただし、同項ただし書き以下の規定による場合は、1人の者から見積書を徴することができるものとする。
 - 3 前項の規定により1人の者から見積書を徴する場合は、その理由を付し(財務規則第141条第1項第3号の場合を除く。)、第3条の規定による承認をう

けるものとする。

(見積書の徴取)

- 第29条 見積書には、見積金額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。以下同じ。）、自己の名称又は商号、事業名称、事業場所及び見積徴取日を明記し、宛名、見積書在中、自己の名称又は商号、事業名称及び見積徴取日を明記した封筒に入れて封印しなければならない。
- 2 見積徴取を依頼した際に、あらかじめ郵送による見積書の提出を指示したときは、見積書を郵送することにより、見積書の提出とする。

(見積書徴取の省略)

- 第30条 財務規則第141条第2項の規定により見積書を徴取しないことができる場合は、次に掲げるものとする。
- (1) 国若しくは公団、公庫等の政府関係機関又は他の地方公共団体と随意契約する場合において、管理者が契約書を作成する必要がないと認めるとき。
- (2) 印紙、切手及びハガキその他法令等によって価格の定められている物品を購入するとき等見積書を徴し難いとき。
- (3) 当該事業の性質又は内容等により、見積書を徴することが適当でないとき。
- 2 前項第3号の規定により見積書の省略をする場合は、その理由を付し、第3条の規定による承認をうけるものとする。この場合において、組合が決定する予定価格により協議し、同意書を徴するものとする。

(予定価格書の省略)

- 第31条 財務規則第142条の規定により予定価格書の作成を省略できる場合は、次に掲げるものとする。
- (1) 財務規則第141条第2項に該当するとき。
- (2) 財務規則第139条各号に該当するとき。
- (3) 公共の福祉の増進又は危機管理のために、継続して契約する必要のある事業の場合
- (4) その他当該事業の目的、性質又は内容等により予定価格書を作成することが適当でない場合
- (5) その他特に必要がないと認められるとき。
- 2 前項の規定により予定価格書の作成を省略する場合は、見積金額との比較価格は、設計金額とする。

(随意契約の契約相手方の決定)

- 第32条 2者以上から見積書を徴取する場合において、契約の相手方を決定する場合は、徴取した見積書の価格等を参考にし、事業の内容、性質、目的等に適合し、組合にとって最も有利になる者を選択しなければならない。
- 2 契約の相手方を決定する方法は、あらかじめ見積条件に明記するものとし、

見積合せ経過調書に契約の相手方を決定した理由を付し、管理者の承認を得なければならない。ただし、1者から見積書を徴し、契約の相手方を決定する場合は、当該相手方の決定理由を付すことを要さない。

- 3 第1項の規定により落札者が決定したとき、事業担当班長は、直ちに、契約の相手方にその旨を通知しなければならない。
- 4 前項の規定により通知を受けた者は、速やかに契約又は仮契約を締結しなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第33条 第7条、第9条第1項及び第6項、第10条並びに第13条第1項の規定は、随意契約の場合に準用する。この場合において、「入札執行日」とあるのは「見積合せ日」と、「公告期間」とあるのは「見積期間」と読み替えるものとする。

(せり売り)

第34条 管理者は、せり売りにより財産を処分しようとする場合は、財務規則第143条第1項の規定により、職員を指定し当該職員にせり売りさせるか、又は職員以外の者を選定しせり売りさせなければならない。ただし、職員以外の者にせり売りさせる場合は、職員を立ち合わせるものとする。

(契約書の作成)

第35条 契約を締結しようとするときは、財務規則第144条第1項各号に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の内容によりその記載事項の一部を省略できるものとする。

- 2 議会の議決に付する必要がある契約においては、前項の規定による記載事項のほか、財務規則第144条第2項の規定により当該契約書に議会の議決を得たときに成立する旨を記載した仮契約書を作成しなければならない。
- 3 議会の議決を得たときは、財務規則第144条第3項の規定により速やかに当該契約の相手方に通知しなければならない。
- 4 法第234条の3の規定による長期継続契約を締結する場合は、当該事業に係る予算に減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することができる旨を記載した契約書を作成しなければならない。

(契約書作成の省略)

第36条 前条第1項の規定にかかわらず、財務規則第145条第1項各号の規定による場合は、契約書の作成が必要であるときを除き、当該事業の契約書の作成を省略できるものとする。

- 2 前項の場合において、契約相手方より財務規則第145条第2項の規定により請書を徴さなければならない。ただし、建設工事の契約においては、財務規則第145条第3項の規定により、契約相手方に注文書を送付しなければならない。

- 3 財務規則第145条第4項の規定により建設工事に関する契約を除き、せり売りに付する場合及び1件の契約に関しその設計金額が10万円未満（請負に至らない建物等の修繕に伴う設計金額が30万円未満）の場合は、前項の規定にかかわらず、契約相手方より請書を徴さないことができるものとする。
- 4 前項の規定による1件の設計金額が10万円未満（請負に至らない建物等の修繕に伴う設計金額が30万円未満）の場合は、見積書、納品書又は完了届、請求書により処理することができるものとする。

（契約保証金）

- 第37条 契約を締結する場合は、財務規則第146条第1項の規定により契約相手方より、100分の10以上の契約保証金を納付させなければならない。ただし、単価契約により締結する場合の契約保証金額は、契約金額に予定数量及び100分の10を乗じて得た額の100分の10以上とする。
- 2 前項の規定による契約保証金は、財務規則第129条第3項各号の規定による入札保証金に関する事項を準用するものとする。この場合、「金融機関がする保証」とあるのは財務規則第146条第2項の規定により読み替えるものとする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、財務規則第146条第3項各号の規定による場合は、一部又は全部を納付させないことができる。
 - 4 契約に基づく給付が完了し、当該契約の履行の確認をしたとき、又は財務規則第148条第1項の規定による契約の解除をしたときは、速やかに納付させた契約保証金を財務規則第149条の規定により還付の手続きを行わなければならない。

（契約不適合責任期間）

- 第38条 工事又は製造の請負契約の目的物が種類又は品質に関して当該契約の内容に適合しない場合において、その契約不適合責任を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金減額の請求及び契約の解除（以下「請求等」という。）を行うことが可能な期間（以下「契約不適合責任期間」という。）は、当該目的物の引渡しを受けた日から2年とする。ただし、当該契約が住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に定める住宅を新築する建設工事の請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条第1項及び第2項に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）に係る契約不適合責任期間は、10年とする。
- 2 工事又は製造の請負契約に係る設計等の委託における契約不適合責任期間は、当該契約の目的物の引渡しを受けた日から2年又は3年とする。
 - 3 前2項の規定は、その契約不適合が、契約相手方の故意又は重大な過失により生じた場合は、適用しない。

（契約の変更等）

第39条 当該契約の変更等が必要と認めるときは、財務規則第147条第1項の規定により契約者と協議し、これを調査して当該契約の内容を変更できるものとする。

2 前項の規定により、当該契約の変更をしようとする場合は、当初契約書約款の条項により手続きし、財務規則第147条第2項の規定により変更契約書を作成し又は変更請書を提出させなければならない。

3 契約者の責めに帰す理由により履行期限の延長を申し出たときは、これを調査し、やむを得ないと認めるときは、財務規則第147条第3項の規定により、遅延利息を付し、当該期限の延長を承認することができるものとする。

(契約の解除)

第40条 契約の相手方の責めに帰さない理由により契約の解除を申し出したときは、これを調査し、やむを得ないと認める場合は、財務規則第148条第1項の規定により、当該契約の解除をすることができるものとする。

2 契約の履行にあたって、財務規則第148条第2項の各号に該当する場合は、同項の規定により、当該契約の解除をすることができる。

3 契約の解除をする場合は、契約書約款に定める条項の規定により手続きし、財務規則第148条第3項に規定する契約解除通知書により、契約者に通知するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第41条 契約者は、財務規則第154条の規定により、当該契約に関する権利義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、その内容を明らかにして、管理者の意思決定を得た場合はこの限りではない。

2 前項ただし書き以下の規定により権利義務の譲渡を認める場合は、当該債権が、第三者による差押又は仮差押を受けていないとともに質権等の権利が設定されていないこと、かつ、当該債権が既に譲渡されていないことのほか、次の各号のとおりとする。

(1) 工事又は製造の請負契約の場合において、債権の譲渡先は、保証事業を行うために財団法人建設業振興基金の債務保証を受けた者であること。

(2) 売掛債権を譲渡する場合においては、債権譲渡先が、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関及び信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に基づき設立された信用保証協会であること。

(一括委任等の禁止)

第42条 契約者は、当該契約の履行について、財務規則第155条の規定により、その全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、建設工事の契約を除き、あらかじめ、その内容を明らかにして、管理者の承認を得た場合は、この限りではない。

2 事業担当班長は、前項の規定に違反した事実があると認められる場合は、そ

の事実を調査し、その結果を関係部局等に通知するとともに、当該契約に係る許可行政官公庁等へ報告するものとする。なお、この場合において、許可行政官公庁等の指示に従い、必要な措置を講じなければならないものとする。

(対価の支払等)

- 第43条 当該契約に係る対価を支払う場合において、管理者は、財務規則第157条の規定により、第3項に規定する給付の検査を受け合格したものでなければ支出の手続きをすることができない。
- 2 対価の一部を当該契約の履行前に支払う必要がある場合は、前払金に係るものは財務規則第78条、部分払に係るものは財務規則第156条の規定により支払うものとし、あらかじめ、入札執行前に入札参加予定者に提示をしなければならない。
- 3 第1項に規定する支払いのうち、給付の完了に伴い対価を支払いする場合は、財務規則第151条第1項第1号に規定する給付の検査を、前項の規定による対価の一部を支払う場合は財務規則第151条第1項第2号及び第3号に規定する給付の検査を受けなければならない。
- 4 前項の検査の結果、合格した場合は財務規則第153条の規定による検査調書又は出来高調書を作成し、財務規則第118条の規定により添付しなければならない。
- 5 第2項に規定する前金払又は部分払をしたものがあるときは、財務規則第157条第3項の規定により、最終の対価の支払いの際にこれを清算するものとする。

(随意契約の記録)

- 第44条 事業担当班長は、随意契約により契約を締結したとき、その記録を作成するものとする。なお、財務規則第141条第1項第3号の場合を除き、契約担当班長は、その記録を把握するものとする。

(事故報告等)

- 第45条 事業担当班長は、その所管に属する事業において、契約の履行及び事業の施工に関し事故等が発生したとき又は法令等に違反したと認められるときは、速やかに契約担当班長に報告するものとする。
- 2 前項の報告を受けた契約担当班長は、重要かつ重大な事項については、管理者に報告するとともに、関係行政官庁等に通知するものとする。

(情報の公表)

- 第46条 建設工事に係る入札及び契約に関する情報は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成18年5月23日閣議決定）の規定により公表するものとする。

(電磁的措置)

第47条 この要綱に規定する公告、告示、申出、通知、提出、回答、公表等は、インターネット等電磁的な方法によりこれを行うことができるものとする。

(その他)

第48条 この要綱に規定する事務に関連し、入札契約に係る事務処理の基準等が必要なときは、別に定めることができるものとする。

(準用規定)

第49条 この要綱に関係しこの要綱に定めのない事項は、千葉県規程等を準用することができるものとする。

2 前項により準用する場合は、適宜、千葉県知事等を佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合管理者等に読み替え準用するものとする。

(補則)

第50条 この要綱において定めのない事項又は疑義が生じた場合は、関係部局と協議しその都度定めるものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 この要綱の施行に伴い、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合契約事務要綱(平成19年12月28日制定)は、廃止する。